

イタリア ブドウ品種の権利侵害に対する法的勝利

[FreshPlaza](#) 2024年11月27日

果樹育種のブルームフレッシュ社は、同社が権利を有する品種の侵害に関してイタリアで法的勝利を収めた。パリー市(プーリア州)の裁判所は、権利を侵害している生産者に対し、第一審の判決が下される前でさえ、すべての違法なブドウの木を自費で取り除くよう命じていた。さらに、損害賠償の判決待ちの民事訴訟に加え、裁判所が任命した管理者が設置した封印の不遵守や産業所有権の侵害に対する刑事訴訟も何件か進行中である。

問題の農場の所有者は長い間、育種者に対する公の敵対者であると見なされてきた。彼らは、メディアを利用してイタリアの他の生産者に知的財産法を無視し、広範な違反を支持するよう促す一方で、違法な栽培と合法的な生産者と同様の支払いの回避によって生み出した多額の利益を誇示していたことでよく知られている。

裁判所は最終的な決定として、この生産者がブルームフレッシュ社の許可なしに植えたすべての違法な IFG ELEVEN (シュガークリスプ) の植物を取り除かなければならないと裁定した。これは、イタリアの農業界における知的財産権の尊重を回復するための重要なステップである。

本件は、この生産者がイタリアの裁判所で植物育種家に敗訴した2番目のケースであり、以前の試みでは独占禁止法を用いて知的財産権の基盤を損ない、育種家の権利を行使する能力に疑問を投げかけようとしたが、無駄に終わっていた。

ブルームフレッシュ社のホセップ・エスティアルテCEOは、「この決定的な裁判所の判決と課せられた罰金により、弊社の品種の違法な栽培を目論んでいる人々に強力なメッセージが送られた。弊社の知的財産の侵害は重大な犯罪であり、これらの規制を無視する者に対しては断固とした法的措置を取り、彼らは今回と同様の結果に直面することとなる」と述べている。

すでに植物が撤去され、一連の処理が2024年12月に完了することになっており、これはイタリアの歴史上、果樹品種の無許可栽培に対して取られた最も重要な措置の1つである。

エスティアルテCEOは続けて、「弊社のブランドが傷つけられることなく、正当な生産者達が我々に寄せる信頼と信用を維持することが最も重要である。弊社の知的財産権を守ることは、弊社だけでなく、正当な慣行の遵守によって品質の向上とイノベーションを推進する農業コミュニティ全体にとって非常に重要である」と語った。

同社は引き続き、潜在的な侵害がないか世界市場を監視するための警戒を怠らない。同社は、独占的な品種と商標を保護するため、法務チームを雇用し、定期的な評価を実施するなどの積極的なアプローチをとっている。

世界育種家連盟の創設メンバーである同社は、農産物業界における知的財産権の侵害を特定し、対処するための専門家のネットワークと協力している。

(翻訳は情報の提供を目的としており、特定の企業や製品を推奨するものではありません。)